

# 漁業金融のしおり

令和5年9月


島根県農林水産部沿岸漁業振興課

## 目 次

1 島根県の漁業制度金融一覧	1
～資金の種類と使途～	
2 融資の流れ	2
3 各資金について	
(1) 沿岸漁業経営発展支援資金	3
○経営等改善資金	
○沿岸自営漁業開始資金	
(2) 漁業近代化資金	5
(3) 漁業経営維持安定資金	6
(4) 漁業振興資金	7
○漁業活性化資金	
○基幹漁業経営安定化資金	
○新規漁業着業支援運転資金	
○長期漁船建造資金	
○災害・経済変動等対応資金	
4 信用補完の制度（全国漁業信用基金協会による保証）	8

# 1 島根県の漁業制度金融一覧 ～資金の種類と使途～

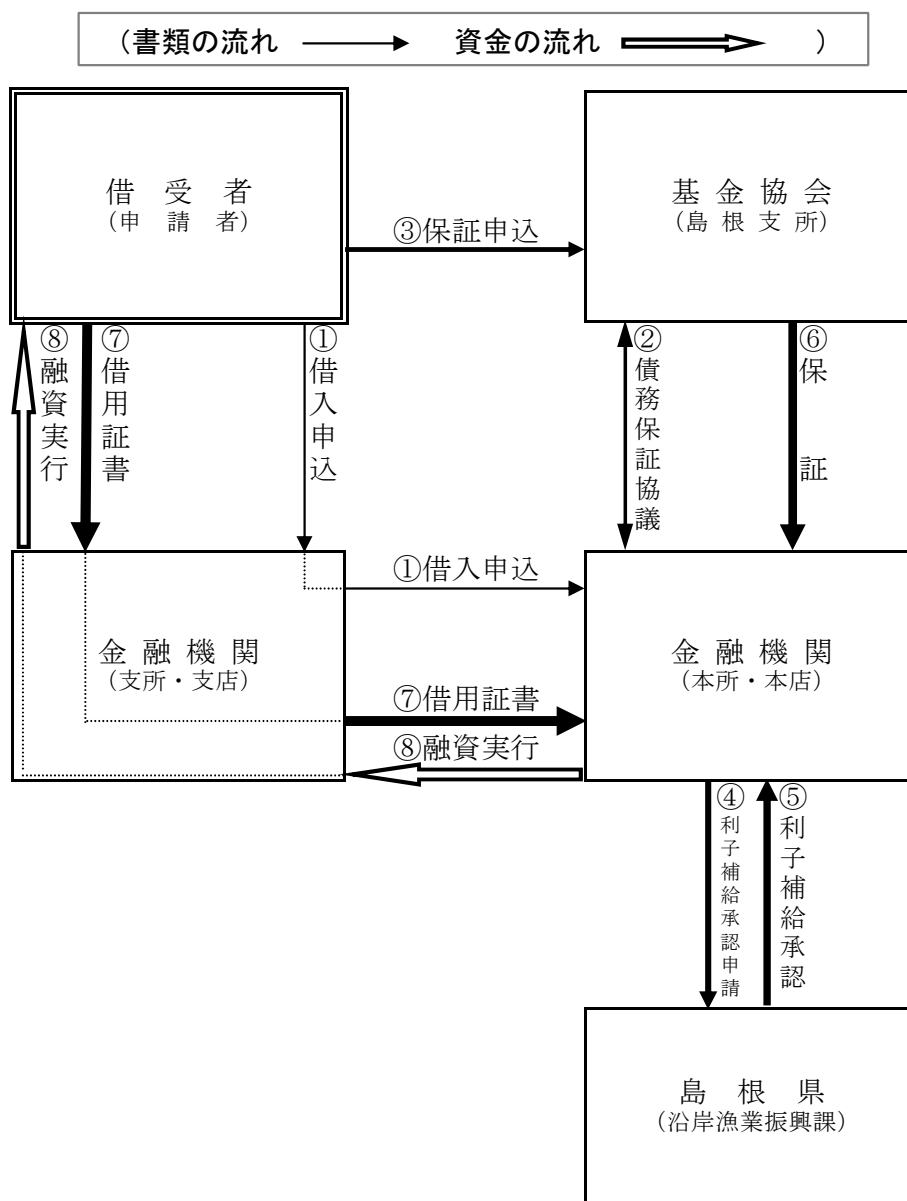
令和5年9月1日現在

制度形態	資金名 (掲載ページ)	金利	資金使途								
			漁船建造・ 取得・改造	漁具・機器 等	施 設	種苗購入 ・育成	運転資金	災害・経済 等緊急対応	経営維持・ 再建 (債務借替)		
利子補給	(1) 沿岸漁業経営 発展支援資金 (P 3・4)	経営等改善資金	0% (無利子)		○		○				
		沿岸自営漁業開始資金		○※1	○※1	○※1	○※1				
	(2) 漁業近代化資金 (P 5)	1号資金 (漁 船)	0.80%	○※3							
		2号資金 (漁船漁具保管修理施設等)				○※3					
		3号資金 (漁場改良造成用機具等)			○※3						
		4号資金 (漁具等)			○※3	○※3					
		5号資金 (水産動植物の種苗の購入又 は育成)					○※3				
		6号資金 (漁村環境整備施設)				○※3					
	7号資金 (大臣特認)										
	(3) 漁業経営維持安定資金 (P 6)	0.80%								○※3	
協調融資	(4) 漁業振興資金 (P 7)	漁業活性化資金	1.60%		○		○	○			
		基幹漁業経営安定化資金 (対象：まき網及び沖底)	1.20%		○			○			
		新規漁業着業支援運転資金	1.45%		○		○	○			
		長期漁船建造資金 (20年資金)	1.10%	○							
		災害経済変動等対応資金	都度、知事 が決定							○	
公庫資金	公庫資金 (詳細は以下ホ ムページ参照)  <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index_a.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index_a.html</a> 	漁業経営改善支援資金	0.80% 0.95%	○※2・3	○※2・3	○※2・3	○※2・3	○※2・3			
		農林漁業 セーフティネット資金	0.30% ～ 0.80%							○	

- ※1 認定新規漁業者のみ対象（認定手続きは裏表紙記載の各地方機関まで）。
- ※2 「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う事業に必要な資金（同上）。
- ※3 漁業経営基盤強化金融支援事業対象資金により実質無利子化措置（最大2%助成）有り。

## 2 融資の流れ

例:沿岸漁業経営発展支援資金、漁業近代化資金



### 3 各資金について

#### (1)沿岸漁業経営発展支援資金（金利：無利子）

融資機関：漁業協同組合 J F しまね、農林中央金庫、銀行、信用金庫

#### 経営等改善資金

令和5年9月1日現在

資金種類	貸付内容	貸付限度	償還期間	据置期間
1 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置の設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5000万円	7年以内	1年以内
	遠隔操縦装置の設置費用			
	サイドスラスターの設置費用			
	レーダーの設置費用			
	自動航跡記録装置の設置費用			
GPS受信機の設置費用				
2 漁ろう・出荷作業省力化機器等設置資金	自動釣機の設置費用		7年以内	1年以内
	ラインホーラー等の揚縄機の設置費用			
	ネットホーラー等の揚網機の設置費用			
	巻取りウインチの設置費用			
	放電式集魚灯設備の設置費用			
	漁業用クレーンの設置費用			
	漁獲物等処理装置の設置費用			
	海水冷却装置の設置費用			
	海水殺菌装置の設置費用			
	漁業用ソナーの設置費用			
	魚群探知機の設置費用			
	潮流計の設置費用			
ドローンの購入費用				
3 補機関等駆動機器等設置資金	補機関（動力取出し装置付き推進機関を含む。）の設置費用	7年以内	1年以内	
	油圧装置の設置費用			
4 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関の設置費用	7年以内	1年以内	
	定速装置の設置費用			
	LED集魚灯設備の設置資金			
5 新養殖技術導入資金	養殖施設の設置費用	4年以内	2年以内	
	種苗の購入費用又は生産費用			
	飼餌料の購入費用			
6 資源管理型漁業推進資金	ア 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等	10年以内	3年以内	
	イ アの資源管理措置に併せて、低利用、未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等			
	ウ アの資源管理措置に併せて、漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設			
7 環境対応型養殖業推進資金	ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、飼餌料倉庫等の購入費用又は設置費用	10年以内	3年以内	
	イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす・自動網いけす洗浄機・附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用			
	ウ ア又はイに関連して必要な飼餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用			

8 乗組員安全機器等 設置資金	転落防止用手すりの設置費用	取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	5年以内	1年以内	
	安全カバー装置の設置費用				
	揚網機安全装置の設置費用				
9 救命消防設備購入 資金	救命胴衣の購入費用		取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	2年以内	-
	消火器の購入費用				
	イーバブの購入費用				
	レーダートランスポンダの購入費用				
10 漁船転覆防止機器 等設置資金	小型漁船緊急連絡装置の購入費用		取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	5年以内	1年以内
	漁獲物の横移動防止装置の設置費用				
11 漁船衝突防止機器 等購入等資金	甲板下の魚そうの設置費用		取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	5年以内	-
	レーダー反射器の購入又は設置費用				
12 漁具損壊防止機器 等購入資金	無線電話の設置費用		取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	5年以内	-
	レーダー反射器の購入又は設置費用				
13 特認資金	漁具の標識（標識灯、レーダー反射器付きブイ）の 購入費用	取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	5年以内	-	

### 沿岸自営漁業開始資金

資金種類	貸付内容	貸付限度	償還期間	据置期間
—	漁船	取得等に要する 経費とし、一漁 業者につき合計 で5000万円	10年以内	3年以内
	漁具			
	漁業用機器			
	施設（土地を除く）			
	種苗			
	飼餌料			

(注)

- ・償還期間は据置期間を含みます。
- ・沿岸自営漁業開始資金は、県から認定を受けた新規自営漁業者が利用可能です。

(2) 漁業近代化資金

融資機関：漁業協同組合 J F しまね、農林中央金庫

令和5年9月1日現在

資金の種類		利率	償還 期限 (年以内)	据置 期間 (年以内)	貸付限度額		融 資 率	摘 要
					漁業者	漁協等		
1号資金 (漁船)	総トン数 20トン未満 の漁船	0.80%	20	3	○20トン以上漁船 資金借受者 ……3億6千万円 ○水産養殖業者(法 人又は団体) ……3億6千万円 ○2以上の複合経営 ……3億6千万円 ○上記以外の生産組 合、漁業法人、水産 加工業者、個人のう ち20トン未満漁船 資金借受者、水産養 殖業者(個人)等 ……9千万円 ○上記以外の個人 ……1千8百万円 ○知事が承認した場 合はその承認額	12億円	事	漁 船 ・建造、取得 ・改 造……推進機関、補機関、 プロペラ装置、発電機、無線機、 魚群探知機、方向探知器、ロラン、 レーダー、ジャイロコンパス、 気象図模写受信装置、造水装置、 油圧装置 等  (注) 特別の理由がある場合において、農林水産 大臣が漁業の種類を指定してその漁業に従事 する漁船につき130トンを超える総トン数 を定めたときは、その総トン数である。
	総トン数 20トン以上 130トン 未満 の漁船(注)							
2号資金  〔漁船漁具 保管修理施設等〕		0.80%	15  (漁協等 <sup>20</sup> )	3	○知事が承認した 場合はその承認額	80%	業  費  の	○漁船漁具保管修理施設 ○漁業用資材保管施設 ○ 漁船用油供給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水産種 苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設 ○ 水産物保蔵施設 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通 信施設(建物・構築物に必要な付帯施設(電気、用排 水、上下水道等)及び必要最小限の敷地取得費を事業 費に含めることができる。6号及び7号も同様。)
3号資金  〔漁場改良造成用 機具等〕		0.80%	7  (漁協等 <sup>10</sup> )	2				
4号資金 (漁 具 等)		0.80%	5 (大型定置 網 <sup>10</sup> )	2		80%	以	○漁具 ○養殖いかだ ○はえなわ式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式の り養殖施設 ○小割り式養殖施設
5号資金  〔水産動植物の種苗の 購入又は育成〕		0.80%	5	2  農林水産 大臣が指定 するものに あつては3				① 養殖用種苗の購入・育成資金 ○1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、 あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、 かきご、くるまえば、こい、こんぶ、さけ、さば、真 珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、と うごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、 はまぐり、ひおうぎが、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほた てが、い、ほや、めばる、わたりがに  ② 放流用種苗の購入・育成資金 ○生育期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、 いわがに、うに、くるまえば、さけ、たい、とこぶ し、はまぐり、ひらめ、ほたてが、い、わたりがに
6号資金 (漁村環境整備施設)		0.80%	20	3		80%	内	○漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放 送電話施設を含む) ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁 業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域 休養施設 ○漁村広場施設 ○漁村多目的施設 ○ 生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設
7号資金 (農林水産大臣特認)		0.80%	12 (漁協等 <sup>15</sup> )  〔漁村給排水 施設、漁家 住宅等 15 初度的経営 資金 5〕	2  (漁協等 <sup>3</sup> )  〔 3  2〕	○知事が承認した 場合はその融資率			1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 ○漁場改良造成施設 ○漁協等が共同利用に供する船 舶 ○水産物処理加工公害防止施設 ○海浜等環境活 用施設 ○漁村給排水施設 ○漁家住宅 ○初度的経 営資金 ○密漁監視施設 ○水産業労働力確保施設

(注) 「漁協等」とは、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び漁業近代化資金融通法第2条第1項第10号に掲げる団体又は法人(漁業近代化資金融通法施行令第5条に規定する者を除く。)をいいます。

### (3) 漁業経営維持安定資金

融資機関：漁業協同組合 J F しまね、農林中央金庫、銀行、信用金庫

令和5年9月1日現在

対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	償還期限	据置期間	償還方法
<p>ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者</p> <p>イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 直近の事業年度を含め原則として3ヶ年（特認2ヶ年）の漁業収支に通算して損失が生じている者。</p> <p>(ii) 直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者</p> <p>自己資本不足比率＝  <math display="block">\frac{\{ \text{固定資産額} - (\text{固定負債額} + \text{自己資本額}) \}}{\text{固定資産額}} \geq 0.1</math></p>	固定化債務の整理	<p>(1) 漁船漁業を主として営む者：使用する漁船の合計総トン数により40百万円～400百万円</p> <p>(2) 養殖業を主として営む者：40百万円</p> <p>(3) 定置漁業を主として営む者：大型定置80百万円、小型定置40百万円</p>	0.80%	10年以内（特認15年以内）	3年以内	元金均等半年賦



#### (4) 漁業振興資金

融資機関：漁業協同組合 J F しまね、農林中央金庫、銀行、信用金庫

令和5年9月1日現在

	対象者	資金使途	融資限度額	融資利率	償還期限	据置期間	償還方法
漁業活性化資金	組合及び漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	1.60%	1年以内		融資機関の定めるところによる
基幹漁業経営安定化資金	まき網漁業又は沖合底びき網漁業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	1億円	1.20%	1年以内		融資機関の定めるところによる
新規漁業着業支援運転資金	漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造（購入）を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの（特認あり） ア 20歳以上50歳未満の個人 イ 団体に、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの ウ 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの エ 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	1.45%	5年以内	1年以内	元金均等半年賦
長期漁船建造資金（20年資金）	常時2名以上が乗船して操業するために9トン以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者 漁船の建造に要する経費の額＋{（使用する漁船の合計総トン数（運搬船は19トンが上限））－（漁船建造の対象となる漁船のトン数）}×8百万円 > 直近3年間（3事業年度）における水揚金額の平均×2	漁船の建造に要する経費	4億円	1.10%	20年以内	5年以内	元金均等半年賦
災害・経済変動等対応資金	漁業者		その都度知事が定める				

#### < 漁業振興資金に関するQ & A >

(Q1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金使途は具体的には何ですか？

(A1) 運転資金ですので、資金目的が耐用年数1年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

(Q2) 漁業近代化資金は融資率が80%となっていますが、長期漁船建造資金は融資率はいくらでしょうか？

(A2) 融資率は100%です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の80%しか保証を受けられませんので注意してください。

(Q3) 長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

(A3) まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。

#### 4 信用補完の制度（全国漁業信用基金協会による保証）

全国漁業信用基金協会（以下、基金協会という。）は、漁業者が金融機関から借入をする際にその返済を保証（万一の際に債務を負担）することで、漁業者への資金融通を円滑にし、漁業の振興を図っています。

##### （１）保証機関名

全国漁業信用基金協会島根支所  
松江市御手船場町５７５番地 県水産会館内  
TEL（０８５２）２１－０００６

##### （２）保証対象資金

- ア 漁業近代化資金
- イ 一般資金（事業資金、沿岸漁業経営発展支援資金、漁業経営改善促進資金、公害防止資金、災害資金、緊急融資資金、生活資金等）

##### （３）保証の限度額

被保証人の保証限度額は、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金、緊急融資資金においては基金協会出資額の４０倍、その他一般資金は同じく２０倍です。沿岸漁業者への保証限度の特例として、１千万円までは出資１口をもって保証が受けられます。なお、漁協の組合員は、当該漁協の基金協会出資金を利用することができます。

##### （４）保証料

- ア 漁業近代化資金 年０．５６％（年０．６２％）
- イ 一般資金
  - 漁業経営改善促進資金 年０．５６％（年０．６２％）
  - 公害防止資金、災害資金 年０．７５％
  - 一般緊急融資資金 年０．７４％
  - 借替緊急融資資金 年１．２０％
  - 生活資金 年１．３０％
  - その他一般資金 年０．８８％（年１．０９％）

※（ ）内の保証料率は、２０トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者です。

##### （５）資源管理・漁業所得補償対策参加者に対する保証料

資源管理・漁業所得補償対策に参加し、漁獲共済・積立ふらすの契約をしている漁業者については以下の保証料率とします。

- ア 漁業近代化資金 年０．４５％（年０．５０％）
- イ その他一般資金 年０．７１％（年０．８８％）※（ ）内、同上。

##### （６）申し込み手続き等

各金融機関（漁協、農林中金、銀行、信用金庫等）にてご相談下さい。



## お問い合わせ先

○本紙全般に関すること

**島根県農林水産部沿岸漁業振興課** (松江市殿町 1 TEL 0852-22-5314)

○公庫資金に関すること

**日本政策金融公庫松江支店農林水産事業** (松江市殿町 1 1 1 TEL 0852-26-1133)

○認定新規漁業者・漁業経営の改善計画に関すること

**隠岐支庁農林水産局** (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL 08512-2-9662)

**東部農林水産振興センター** (松江市東津田町 1741-1 TEL 0852-32-5698)

**西部農林水産振興センター** (浜田市片庭町 254 TEL 0855-29-5685)

○沿岸漁業経営発展支援資金に関すること

**漁業協同組合 J F しまね信用部** (松江市御手船場町 575 TEL 0852-21-0002)

**島根県農林水産部沿岸漁業振興課** (松江市殿町 1 TEL 0852-22-5314)

○漁業近代化資金、漁業振興資金等に関すること

**漁業協同組合 J F しまね信用部** (松江市御手船場町 575 TEL 0852-21-0002)

○信用補完の制度に関すること

**全国漁業信用基金協会島根支所** (松江市御手船場町 575 TEL 0852-21-0006)